

協議事項（１）

二本松市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

二本松市地域公共交通活性化協議会規約の一部を次のように改正する。

1. 改正内容

第 3 条（協議事項）に次の項目を加える。

「(6) 地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の策定にかかる協議に関すること。

(7) 形成計画に基づく事業の実施に関すること。」

2. 改正理由

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の一部改正に伴い、二本松市地域公共交通活性化協議会規約の所要の改正を行うもの。

3. 二本松市地域公共交通活性化協議会規約新旧対照表（抜粋）

【第 3 条関係】

現行	改正案
(協議事項) 第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。 (1)～(5) 【略】 _____ _____ _____ _____ (6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。	(協議事項) 第 3 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。 (1)～(5) 【略】 (6) 地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の策定にかかる協議に関すること。 (7) 形成計画に基づく事業の実施に関すること。 (8) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認めること。

※改正後の規約については、別紙のとおり。